

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和8年1月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税務LANシステム
②システムの機能	1. 申告受付機能 確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。 2. 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。 3. 個人住民税システム連携処理 個人住民税システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、個人住民税システムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	MICJET番号連携サーバ
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。
③他のシステムとの接続	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (マイナポータル申請管理)
システム4	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (MICJET番号連携サーバ)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)別表 24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下記の通り

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 5

個人住民税情報ファイル			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	源泉税額
2	賦課年度	62	拡張一所得控除
3	住民コード	63	超短期課税標準
4	履歴番号	64	超短期市町所得割
5	資料区分	65	超短期県所得割
6	資料番号(冊番号)	66	株式譲渡(非公開)課税標準
7	資料番号(番号)	67	株式譲渡(非公開)市町所得割
8	資料番号(枝番)	68	株式譲渡(非公開)県所得割
9	無効区分	69	株式譲渡(上場分)課税標準
10	国税通知書番号	70	株式譲渡(上場分)市町所得割
11	課税区分	71	株式譲渡(上場分)県所得割
12	漁業所得(内数)	72	拡張一課税標準
13	利子(所得税)	73	拡張一市町所得割
14	配当(所得税)	74	拡張一県所得割
15	配当所得(控除あり)	75	寄附金基本控除額市町村
16	配当所得(控除なし)	76	寄附金基本控除額県
17	特定配当(内数)	77	寄附金特例控除額市町村
18	一般外貨(内数)	78	寄附金特例控除額県
19	外貨以外(内数)	79	寄附金控除額市町村
20	前職分給与収入(内数)	80	寄附金控除額県
21	給与収入(一部特徴)	81	未控除分配当割控除額市
22	給与所得(一部特徴)	82	未控除分配当割控除額県
23	超短期所得	83	未控除分株式譲渡割控除額市
24	株式譲渡所得(非公開)	84	未控除分株式譲渡割控除額県
25	株式譲渡控除	85	未控除分株式譲渡割控除額
26	退職所得(所得税)	86	配株不足額市税
27	変動所得前2年分	87	配株不足額県税
28	配当割控除額	88	配株不足額合計
29	株式譲渡割控除額	89	配株充当額合計
30	拡張一所得	90	配株還付額合計
31	本人専従者	91	市町差引前所得割
32	金額(専給控除)	92	併徴配株充当合計
33	拡張一扶養	93	併徴年特市所得割
34	年金特徴開始月	94	併徴年特県所得割
35	年金特徴終了月	95	併徴年特市均等割
36	特徴仮算フラグ	96	併徴年特県均等割
37	通知コード	97	併徴年特合計
38	通知書発行日	98	併徴年特配株充当合計
39	法定納期限等	99	市町過年度増分所得割
40	他給与区分	100	県過年度増分所得割
41	分離短期一般特例条文	101	市町過年度増分均等割
42	分離短期特定特例条文	102	県過年度増分均等割
43	分離長期一般特例条文	103	所得税金額控除前
44	分離長期優良特例条文	104	普徴充当額
45	分離長期特定特例条文	105	特徴充当額
46	分離長期居住特例条文	106	年金特徴充当額
47	拡張一特例条文	107	事業所コード
48	寄付金控除(所得税)	108	異動年月日
49	控除額合計(所得税)	109	処理区分
50	住宅取得控除	110	更正理由区分
51	外国税額控除(所得税)	111	月割税額
52	減免(所得税)	112	合計税額
53	政党等寄付金	113	処理日
54	配当控除(所得税)	114	異動前月割税額
55	電子証明書等特別控除(所得税)	115	異動前合計税額
56	所得税の課税所得金額	116	異動前処理日
57	寄附金額	117	異動前事業所コード
58	所得税額(税額控除前)	118	整理番号
59	所得税額(定率減税前)	119	合併前利用団体コード
60	所得税額(定率減税後)	120	更新職員番号
		121	更新処理年月日
		122	更新処理時刻
		123	イメージ番号
		124	配当株式(所得税)
		125	拡張 所得
		126	拡張 扶養
		127	株式譲渡特例条文
		128	拡張 所得控除
		129	拡張 金額
		130	拡張 コード
		131	パンチカナ氏名
		132	パンチ生年月日元号
		133	パンチ生年月日
		134	パンチ性別
		135	パンチ給与所得
		136	パンチ配偶者特別控除額
		137	パンチ控除額合計(所得税)
		138	パンチ年金収入
		139	パンチ源泉税額
		140	給報摘要欄
		141	金額
		142	被扶養者住民コード
		143	番号
		144	否認区分
		145	氏名
		146	年齢
		147	性別
		148	続柄
		149	配偶者控除区分
		150	配偶者特別控除区分
		151	扶養控除区分
		152	障害者区分
		153	専従者区分
		154	専従給与収入額
		155	家屋敷区分
		156	賦課地課税区分
		157	継続区分
		158	非課税事由
		159	逓信区分
		160	拡張一コード
		161	世帯コード
		162	世帯主コード
		163	カナ氏名
		164	住所
		165	方書
		166	賦課地
		167	生年月日元号
		168	生年月日
		169	住民区分
		170	住民増減異動日
		171	住民となった異動日
		172	台帳番号
		173	調査
		174	申告調査区分
		175	申告書出力区分
		176	証明発行区分
		177	別世帯区分
		178	郵便番号
		179	自治会コード
		180	SEQ
		181	メモコード
		182	メモ内容
		183	第294条3項該当区分
		184	住民票登録地住所

(1) 個人住民税情報ファイル 2 / 5

185	住民票登録地方書	247	山林所得	309	生活保護開始
186	徴収区分	248	山林控除	310	生活保護終了
187	備考	249	退職所得	311	特徴開始月
188	レコード区分	250	変動所得前2年分	312	特徴終了月
189	都道府県コード	251	変動所得当年分	313	普徴開始期
190	市町村コード	252	臨時所得	314	普徴終了期
191	特別徴収義務者コード	253	繰越控除純損失総所得	315	税額決定区分
192	通知内容コード	254	繰越控除純損失超短期	316	非課税所得区分
193	特別徴収制度コード	255	繰越控除純損失土地	317	減免区分
194	作成日	256	繰越控除純損失短期	318	課非区分
195	年金保険者用整理番号	257	繰越控除純損失長期	319	通知書発行区分
196	年金コード	258	繰越控除純損失山林	320	給報乙欄
197	氏名カナ	259	繰越控除雑損失	321	給報就退職区分
198	シフトコード	260	肉用牛免税所得	322	給報就退職年月日
199	氏名漢字	261	肉用牛免税以外	323	株式譲渡所得
200	住所カナ	262	肉用牛売却価格	324	損害保険区分
201	住所漢字	263	商品先物取引	325	損害保険料
202	各種区分	264	みなし法人農業所得	326	長期損害保険料
203	処理結果	265	みなし法人不動産所得	327	特例条文
204	各種年月日	266	みなし法人その他事業所得	328	扶養人数年少
205	特別徴収区分	267	みなし法人医者報酬	329	第30表集計区分
206	媒体コード	268	みなし法人事業主報酬	330	配偶者特別控除
207	回付先区分	269	みなし法人過大報酬	331	生命保険控除
208	進捗区分	270	みなし法人損失	332	個人年金控除
209	付設区分	271	みなし法人非課税所得	333	基礎控除
210	受給者番号	272	非課税所得	334	老年者控除
211	年税額	273	資産合算区分	335	寡婦・寡夫・特寡控除
212	営業所得等	274	資産合算主区分	336	勤労学生控除
213	農業所得	275	雑損控除	337	本人障害控除
214	その他事業所得	276	医療費控除	338	本人特別障害控除
215	不動産所得	277	社会保険控除	339	配偶者一般控除
216	利子所得	278	小規模共済	340	配偶者老人控除
217	配当所得	279	生命保険区分	341	配偶者特別障害控除
218	証券	280	生命保険料	342	扶養一般控除
219	給与収入	281	個人年金	343	扶養老人控除
220	専従者給与収入(内数)	282	専従者事業区分	344	扶養同居老人控除
221	給与特定支出控除	283	青白区分	345	扶養障害控除
222	給与所得	284	専従配偶者	346	扶養特別障害控除
223	年金区分	285	専従者その他	347	扶養同居特別障害控除
224	年金収入	286	金額(専給控除)	348	扶養特定控除
225	年金所得	287	所得税額(定率減税後)	349	控除合計
226	雑所得(その他)	288	外国税額限度額	350	寄付金控除額
227	総合譲渡短期所得	289	本人障害者	351	扶養加算金
228	総合譲渡短期控除	290	本人夫有り・未成年	352	損害保険控除額
229	総合譲渡長期所得	291	本人老年者	353	株式課税標準
230	総合譲渡長期控除	292	本人寡婦・寡夫・特寡	354	株式市町所得割
231	総合譲渡一時所得	293	本人勤労学生	355	株式県所得割
232	総合譲渡一時控除	294	配特控除区分	356	上場株式等(配当)課税標準
233	土地等事業雑	295	配偶者給与所得	357	上場株式等(配当)市町村所得割
234	特定株式(内数)	296	配偶者所得	358	上場株式等(配当)県所得割
235	分離譲渡短期一般所得	297	扶養その他	359	総所得課税標準
236	分離譲渡短期一般控除	298	扶養特定	360	総所得市町所得割
237	分離譲渡短期特定所得	299	扶養老人	361	総所得県所得割
238	分離譲渡短期特定控除	300	扶養同居老親	362	土地課税標準
239	分離譲渡長期一般所得	301	扶養普通障害	363	土地市町所得割
240	分離譲渡長期一般控除	302	扶養特別障害	364	土地県所得割
241	分離譲渡長期優良所得	303	扶養同居特別障害	365	商品先物取引課税標準
242	分離譲渡長期優良控除	304	課税資料区分	366	商品先物取引市町所得割
243	分離譲渡長期特定所得	305	資産合算計算区分	367	商品先物取引県所得割
244	分離譲渡長期特定控除	306	みなし法人計算区分	368	短期一般課税標準
245	分離譲渡長期居住所得	307	平均課税計算区分	369	短期一般市町所得割
246	分離譲渡長期居住控除	308	生活保護区分	370	短期一般県所得割

(1) 個人住民税情報ファイル 3 / 5

371	短期特定課税標準	433	強制変更フラグ	495	老年経過措置控除県
372	短期特定市町所得割	434	配当割控除	496	調整控除市
373	短期特定県所得割	435	市町配当割控除額	497	調整控除県
374	長期一般課税標準	436	県配当割控除額	498	みなし事業主報酬
375	長期一般市町所得割	437	未控除分配当割控除額	499	みなし事業主報酬控除
376	長期一般県所得割	438	株式譲渡割控除	500	みなし事業主報酬所得
377	長期優良課税標準	439	市町株式譲渡割控除額	501	みなし課税標準
378	長期優良市町所得割	440	県株式譲渡割控除額	502	みなし市町所得割
379	長期優良県所得割	441	未控除分株式譲渡控除額	503	みなし県所得割
380	長期特定課税標準	442	繰越控除純損失株式譲渡	504	みなし過大課税標準
381	長期特定市町所得割	443	繰越控除純損失上場配当	505	みなし過大市町所得割
382	長期特定県所得割	444	繰越控除純損失長期居住	506	みなし過大県所得割
383	長期居住課税標準	445	繰越控除純損失先物取引	507	連番
384	長期居住市町所得割	446	市町村差引前所得割	508	普徴合計
385	長期居住県所得割	447	県差引前所得割	509	市均等割普徴1期
386	山林課税標準	448	資格区分	510	市均等割普徴
387	山林市町所得割	449	2 9 4 条区分	511	県均等割普徴
388	山林県所得割	450	3 1 1 条区分	512	県均等割普徴合計
389	退職課税標準	451	平均課税区分	513	市所得割普徴1期
390	退職市町所得割	452	4 表区分	514	市所得割普徴
391	退職県所得割	453	5 表区分	515	市所得割普徴合計
392	みなし法人課税標準	454	2 1 表区分	516	県所得割普徴
393	みなし法人市町所得割	455	2 2 表区分	517	県所得割普徴合計
394	みなし法人県所得割	456	3 0 表区分	518	特徴合計
395	合計所得金額	457	3 1 表区分	519	市均等割特徴
396	総所得金額等	458	階層市	520	市均等割特徴合計
397	総所得金額	459	階層県	521	県均等割特徴
398	資産合算個人市町所得割	460	老年者経過フラグ	522	県均等割特徴合計
399	資産合算個人県所得割	461	超短期	523	市所得割特徴
400	算出調定市町所得割	462	年金控除	524	市所得割特徴合計
401	算出調定県所得割	463	株式譲渡所得(上場分)	525	県所得割特徴
402	特別所得市町所得割	464	上場株式等の配当所得	526	県所得割特徴合計
403	特別所得県所得割	465	寡婦控除	527	併徴年金市町所得割
404	税控除市町所得割	466	特別寡婦控除	528	併徴年金県所得割
405	税控除県所得割	467	寡夫控除	529	併徴年金市町均等割
406	外国税控除市町所得割	468	配偶者特別控除(有)	530	併徴年金県均等割
407	外国税控除県所得割	469	配偶者特別控除(無)	531	併徴年金合計
408	算出合計税市町均等割	470	扶養人数計	532	年金特徴
409	算出合計税県均等割	471	扶養加算数	533	年金仮徴収合計
410	算出合計税市町所得割	472	本人その他障害者	534	年金本徴収合計
411	算出合計税県所得割	473	本人特別障害者	535	市均等割年特
412	税額調整市町所得割	474	商品先物課税標準	536	市均等割仮徴合計
413	税額調整県所得割	475	商品先物市町所得割	537	市均等割本徴合計
414	減免オプション	476	商品先物県所得割	538	市均等割年特合計
415	市町所得割減額1	477	算出合計市町所得割	539	県均等割年特
416	市町税額減額1	478	算出合計県所得割	540	県均等割仮徴合計
417	市町所得割減額2	479	算出合計市町均等割	541	県均等割本徴合計
418	市町税額減額2	480	算出合計県均等割	542	県均等割年特合計
419	市町差引均等割	481	市町税額減額	543	市所得割年特
420	県差引均等割	482	県税額減額	544	市所得割仮徴合計
421	市町差引所得割	483	市町所得割減額	545	市所得割本徴合計
422	県差引所得割	484	県所得割減額	546	市所得割年特合計
423	普徴	485	特別減税市町	547	県所得割年特
424	普徴現年度随時期	486	特別減税県	548	県所得割仮徴合計
425	普徴過年度随時期	487	特別減税後市町所得割	549	県所得割本徴合計
426	特徴	488	特別減税後県所得割	550	県所得割年特合計
427	端数市町	489	併徴市町所得割	551	年金普徴
428	端数県	490	併徴県所得割	552	年金普徴合計
429	特徴事業所コード	491	併徴市町均等割	553	市均等割年普1期
430	併徴市町均等割	492	併徴県均等割	554	市均等割年普
431	併徴合計	493	未使用	555	県均等割年普
432	併徴課税標準	494	老年経過措置控除市	556	県均等割年普合計

(1) 個人住民税情報ファイル 4 / 5

557	市所得割年普1期
558	市所得割年普
559	市所得割年普合計
560	県所得割年普
561	県所得割年普合計
562	市均等割減免額
563	県均等割減免額
564	市所得割減免額
565	県所得割減免額
566	均等割区分
567	拡張一金額

(1) 個人住民税情報ファイル 5 / 5

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事業所もしくは家屋敷を有する個人 3. 筑紫野市に納税義務を有する個人が扶養している者
その必要性	・複数の課税資料の名寄せ作業の正確性を担保 ・扶養対象者や生活保護受給者にかかる情報を税情報に突合することにより公平な課税を実現 ・減免申請等にかかる手続きの簡略化の実現
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	筑紫野市 市民生活部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	申告受付、課税資料の名寄せおよび合算作業、納税通知書の送付	
④使用の主体	使用部署	筑紫野市 市民生活部 税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> </div>
⑤使用方法	1. 申告受付 住民税申告の受付時に対象者を特定する 確定申告の受付時に対象者を特定し、申告データを国税庁に送信する 2. 個人住民税の賦課決定 複数の課税資料の名寄せ、合算作業を行う 住民票情報から対象者の住所を確認し、納税通知を送達する 3. 減免審査 個人住民税の減免審査を行う際に、減免基準に該当するかを確認するために情報提供ネットワークを通じて照会する 4. 扶養是正調査 扶養対象者が所得要件を満たしているか確認するために情報提供ネットワークを通じて照会する 5. 年金保険者に対するデータの送受信 年金特別徴収期割税額の変更、年金特別徴収の中止の際に年金保険者と情報連携を行う	
	情報の突合	1. 申告等情報と生活保護受給者情報を突合し、対象者の課税・非課税を決定する 2. 申告等情報と住民票情報を突合し、課税権の有無を確認する 3. 申告等情報と地方税関係情報を突合し、減免審査や扶養是正調査を行う
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
個人住民税システムの運用保守		
①委託内容	個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
申告情報のパンチ入力業務		
①委託内容	給与支払報告書、住民税申告書、確定申告書のパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 BCC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
納税通知書の封入、封緘		
①委託内容	納税通知書の封入、封緘	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 コーユービジネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (59) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金支給の際、年金保険者が納税者から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX(地方税ポータルシステム))
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	扶養是正調査、所得是正調査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (e-Tax(国税連携システム))
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	扶養是正調査、所得是正調査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (都道府県職員による筑紫野市課税台帳の閲覧)
⑦時期・頻度	照会がある都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第1項 別表に定める事務実施所管課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表に定める各事務
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	[○] 市内連携システム [] 専用線

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・データ
セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
- ・紙媒体
施錠できる書庫に保管する。

7. 備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申告受付時や税務証明書発行時には来庁者の本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・課税権のない資料が送付されてきた際はすみやかに課税権を有する自治体へ転送する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・各端末からアクセスできる情報を制御するとともに、各職員が端末にログインするための操作者識別カード等に対してもアクセス権限を付与する。 ・操作者識別カード等と使用できる端末が一致しない限り、特定個人情報にアクセス出来ないよう、二重の情報漏洩防止策を講じている。 <p>＜マイナポータル申請管理における措置＞（デジ庁事務連絡別添P.9参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 <p>＜マイナポータル申請管理における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例並びに税務証明等取扱規程の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを整理し、担当職員間で共有している。	
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	基幹系端末の権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みを構築している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を行っている。 ・番号法によって認められている機関等、番号法によって認められている理由を系統的又は職員による検査にて判断し提供している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。 			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・システムとしてデータを多重化している。</p> <p>・災害等の対策としてデータのバックアップを専用の施設に保管委託している。</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っていない
具体的な方法	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職員ごとにログインIDを設定し、管理権限のない職員が特定個人情報にアクセス出来ないよう内部管理を行う。 ・各職員に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・地方税法で税務職員にかせられた守秘義務について研修を行っている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
②請求方法	筑紫野市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 市民生活部 税務課 市民税担当
②対応方法	窓口や電話などで問い合わせの受付を行い、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年1月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職名	税務課長 野口 靖	税務課長	事後	
令和1年6月28日	(別紙2)項番15 事務実施所管課(移転先)	生活福祉課	保護課	事後	
令和1年6月28日	(別紙2)項番36の2 事務実施所管課(移転先)	安全安心課 生活福祉課	危機管理課 生活福祉課	事後	
令和1年6月28日	(別紙2)項番49 事務実施所管課(移転先)	健康推進課	子育て支援課	事後	
令和1年6月28日	Ⅲ-8 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-1-① 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-2-① 連絡先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和2年3月19日	公表日	2019/6/28	2020/3/19	事後	
令和2年3月19日	Ⅱ-4-委託事項3-③委託先名	株式会社コーユービジネス	株式会社FCCテクノ	事前	
令和2年3月19日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目	個人住民税情報ファイル5/5	個人住民税情報ファイル6/6	事後	
令和2年3月19日	V-1-① 実施日	2015/9/30	2020/3/19	事後	
令和4年2月10日	評価書名	筑紫野市 個人住民税に関する事務 重点項目評価書	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	筑紫野市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファ	筑紫野市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプ	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	右記の内容を追記	本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」:行政手続における特定の個人を識別す	事後	
令和4年2月10日	I 1①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税の賦課に関する事務	事後	
令和4年2月10日	I 1②事務の内容	筑紫野市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律のほか、個	筑紫野市は、番号法のほか、個人住民税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム1 ①システムの名称	Acrocity個人住民税	個人住民税システム	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム4 ①システムの名称	MICJET番号連携サーバ	番号連携サーバー	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム5 ①システムの名称	右記の内容を追記	中間サーバー	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム5 ②システムの機能	右記の内容を追記	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子であ	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム5 ②システムの機能	右記の内容を追記	5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供が	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム5 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []宛名システム等	[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等	事後	
令和4年2月10日	I 3. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	個人住民税情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	I 4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための	事後	

令和4年2月10日	I 5②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」および「都道府	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会	事後	
令和4年2月10日	I 5②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の第3欄(情報提供	事前	
令和4年2月10日	II 4 委託事項2 ③委託先名	株式会社 オーイーシー	株式会社 BCC	事後	
令和4年2月10日	II 4 委託事項3 ③委託先名	株式会社 FCCテクノ	株式会社 コーユービジネス	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者 (別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会 者(別紙1参照)	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号 別表第2に定める各事務	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	
令和4年2月10日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	個人住民税情報ファイル6/6	個人住民税情報ファイル(8/8)	事後	
令和4年2月10日	III 1. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	個人住民税情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	IV 1②請求方法	筑紫野市個人情報保護条例に基づき、必要事項を 記載した開示請求書を提出する。	筑紫野市個人情報保護条例に基づき、必要事項を 記載した開示請求書を提出する。	事後	
令和4年2月10日	IV 2②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応に ついて記録を残す。	窓口や電話などで問い合わせの受付を行い、対応 記録を残す。	事後	
令和8年1月1日	I -4 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務 省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下、番号法という)別表 24の項	事後	

令和8年1月1日	I -5 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(別表第2の、1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 	事後	
令和8年1月1日	II -5 提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者	事後	
令和8年1月1日	II -5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和8年1月1日	II -5 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務	事後	
令和8年1月1日	II -5 移転先1	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務実施所管課(別紙2参照)	番号法第9条第1項 別表に定める事務実施所管課	事後	
令和8年1月1日	II -5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1	番号法第9条第1項 別表	事後	
令和8年1月1日	II -5 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第1に定める各事務	番号法第9条第1項 別表に定める各事務	事後	

令和8年1月1日	I -2 システム4 ①システムの名称	(新規追加)	マイナポータル申請管理	事後	
令和8年1月1日	I -2 システム4 ②システムの機能	(新規追加)	デジタル庁事務連絡「令和6年11月14日【事務連絡】マイナポータルの利用に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」および「令和6年11月14日【別添】サービス検索・電子申請機能の利用に伴う特定個人情報保護評価書の見直しについて」(以下「デジタル庁事務連絡別添」という。)を確認のうえで、次のように記載します。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事後	
令和8年1月1日	I -2 システム4 ③他システムとの接続	(新規追加)	その他(MICJET番号連携サーバ)	事後	
令和8年1月1日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・各端末からアクセスできる情報を制御するとともに、各職員が端末にログインするための操作者識別カード等に対してもアクセス権限を付与する。 ・操作者識別カード等と使用できる端末が一致しない限り、特定個人情報にアクセス出来ないよう、二重の情報漏洩防止策を講じている。	・各端末からアクセスできる情報を制御するとともに、各職員が端末にログインするための操作者識別カード等に対してもアクセス権限を付与する。 ・操作者識別カード等と使用できる端末が一致しない限り、特定個人情報にアクセス出来ないよう、二重の情報漏洩防止策を講じている。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞(デジタル庁事務連絡別添P.9参照) ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和8年1月1日	Ⅲ-2 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	事後	